

議 事 録

平成30年1月30日作成

会 議 の 名 称	第3回 島本町農業委員会		
会 議 の 開 催 日 時	平成29年11月9日（木） 午後1時30分～午後2時21分		
会 議 の 開 催 場 所	役場3階 委員会室		
事務局（担当課）	都市創造部 にぎわい創造課	傍聴者数	2名
出 席 委 員	別紙のとおり		
会 議 の 議 題	別紙のとおり		
配 布 資 料	会議に係る資料		
審 議 等 の 内 容	別紙のとおり		

第3回島本町農業委員会議事録

1. 日 時 平成29年11月9日(木) 午後1時30分～午後2時21分

2. 場 所 役場3階 委員会室

3. 議事日程

【報告】

- ①農地法第4条第1項第7号の規定による届出書について
- ②農地法第4条第1項第7号の規定による届出書について
- ③農地法第4条第1項第7号の規定による届出書について
- ④農地法第4条第1項第7号の規定による届出書について
- ⑤農地法第4条第1項第7号の規定による届出書について
- ⑥農地法第4条第1項第7号の規定による届出書について
- ⑦農地法第4条第1項第7号の規定による届出書について

【審議】

- ①農地パトロール(利用状況調査)の結果について

4. 出席者

(委員)

会長 大西 義雄	会長代理 浅田 泰男	委員 栗辻 喜久雄
委員 井上 謙一	委員 種田 悟	委員 柏原 縁
委員 川村 脩一	委員 木村 修	委員 清水 正純
委員 高山 一郎	委員 田中 幸造	委員 中村 清司
委員 西田 尚弘	委員 藤原 弘	

(事務局)

局長 名越 誠治	次長 佐藤 成一
担当 川井 哲也	担当 西崎 大樹

5. 欠席者 0名

6. 傍聴人 2名

農業委員会会長

大西 義雄

署名委員

柏原縁

署名委員

川村脩一

事務局	<p>それでは定刻になりましたので、ただいまから第3回島本町農業委員会を始めさせていただきます。</p> <p>本日は、お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。本日の司会を担当いたします事務局の西崎です。よろしくお願いいたします。</p> <p>恐れ入りますが、座って進行させていただきます。</p> <p>本日の案件は、報告案件といたしまして、「農地法第4条第1項第7号の規定による届出書について」が7件、審議案件といたしまして「農地パトロール（利用状況調査）の結果について」が1件の、合計8件となっております。</p> <p>それでは開会にあたりまして、大西会長よりご挨拶をいただきます。大西会長よろしくお願いいたします。</p>
会 長	<p>皆さん、こんにちは。お忙しい中をお集まり願いまして、ありがとうございます。</p> <p>またせんだっての10月18日は、農業委員会大会にご出席願いまして、ありがとうございました。</p> <p>その後、台風が10月の末に21号、22号が来まして、いろいろと被害があったのではないかと心配していました。</p> <p>また、農林業祭がこの19日に行いますけれども、それに多数、即販物等々がどうなのかなということを危惧しておるところでございます。</p> <p>それからもう一点は、せんだっての前回の農業委員会で、ご承認いただきました生産緑地の意見書を10月13日に町長に提出させていただきました。これは皆さん方、全国農業新聞をとっておられると思いますけれども、そこに写真が載って、書いてあると思いますけれども、あと日本農業新聞とか、あるいは大阪府の農業会議の通信資料の中にも載っていました。</p> <p>あと、これに合わせて高槻市、枚方市が今、500㎡という広さがあるんですけども、その緩和の300㎡にしてほしいというような意見書も出したとかというような意見も、記事にも載ってましたけれども、あとこれらについては町長のほうで、これどういうふうに皆さん方のご意見を聞いて、処理されるかということ待ちたいと思います。</p> <p>本日の議案は、先ほども言われましたように、報告事項・審議事項でございますので、よろしく活発なご意見をお願いして、冒頭の挨拶とさせていただきます。どうもよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。それでは議長の選出を行います。</p> <p>島本町農業委員会会議規則第6条の規定により、大西会長に議長をお願い</p>

	<p>いします。大西会長、お願いします。</p>
議 長	<p>それでは議案に入る前に、委員の出席状況について報告いたします。委員14名中、出席14名、欠席ゼロでありますので、島本町農業委員会会議規則第7条の規定によりまして、本日の農業委員会は成立しておりますことをご報告申し上げます。</p>
事務局	<p>次に、本日の署名委員を、指名させていただきます。柏原 縁委員、川村脩一委員をお願いいたします。</p>
議 長	<p>次に、本日傍聴者はあるでしょうか。</p>
事務局	<p>傍聴者が2名おられます。</p>
議 長	<p>議案に入らせていただく前に、委員会の傍聴者の申し出でございますが、傍聴を認めてよろしいですか。</p>
委員	<p>異議ございませんか。</p>
議 長	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>異議がないようでございますので、傍聴を認め、入室を許可いたします。お願いいたします。</p>
事務局	<p>(傍聴者入室)</p>
議 長	<p>2名の傍聴者が入室いたしましたので、それでは議案に入ります。</p>
事務局	<p>報告案件は7件でございますが、関連しておりますので一括して、事務局から説明を願います。</p>
事務局	<p>それでは、報告案件①から⑦までの「農地法第4条第1項第7号の規定による届出書について」、一括してご説明させていただきます。</p>
事務局	<p>まず、資料の41ページをお開きください。今回届出のあった7件は、全て広瀬二丁目の隣接する土地で、41ページの届出者の欄に書かれている6名に関するものとなっております。7件分をまとめて1つの駐車場とするための届出でございます。</p>
事務局	<p>順番にご説明いたしますので、資料の1ページをご覧ください。</p>
事務局	<p>報告案件①につきましては、1ページ記載の届出者の単独所有地で、地番、地目、面積はご覧のとおりでございます。2ページが届出書、3ページが位置図で、中央の赤く塗っている部分は、このあとの6件を含む駐車場予定地全体を示しております。4ページが公図で、小さくて見えにくい</p>

かと思いますが、赤く塗っている部分が案件①で届出のあった土地でございます。5ページが登記事項証明書、6ページが写真の撮影方向を示す平面図でございます。この図面に記載されている①から⑦までの番号は、写真を撮影した位置を示しており、矢印が撮影方向を示しております。7ページ、8ページが現況写真、9ページが利用計画図で、駐車場の区割りが示されております。それから10ページが受理通知書でございます。

11ページは駐車場予定地全体について、地番がわかるよう整理した参考図面でございます。この中には10筆が表示されておりますが、うち8筆が今回届け出のあった土地、残りの2筆は転用済みなどの理由により今回届出の対象となっていない土地でございます。

なお3ページの位置図、6ページの平面図、7ページ、8ページの写真、9ページの利用計画図、11ページの参考図面につきましては、①から⑦の全ての案件に共通する資料となっておりますので、適宜ご参照ください。

続きまして12ページをご覧ください。2件目の案件でございますが、地番、地目、面積、届出者はご覧のとおりとなっております。13ページが届出書、14ページが公図、15ページが登記事項証明書でございますが、登記事項証明書に記載されている所有者の住所ですが、前の住所となっております。13ページに書かれている届出書に記載されている届出者・所有者の住所が一致しないため、16ページの住民票により、前の住所、登記事項証明書に記載されている住所から、現在の住所、届出書に記載されている住所に転居されていることを確認いたしました。17ページが受理通知書でございます。

続きまして18ページをご覧ください。3件目の案件でございますが地番、地目、面積、届出者はご覧のとおりとなっております。19ページが届出書、20ページが公図、21ページが登記事項証明書、22ページが受理通知書でございます。

続きまして23ページをご覧ください。4件目の案件でございますが、地番、地目、面積、届出者はご覧のとおりとなっております。24ページが届出書、25ページが公図、26ページが登記事項証明書でございます。27ページの顛末書でございますが、現在、この筆は駐車場として利用されており、無断転用の事案となるため、提出を求めたものでございます。28ページが受理通知書でございます。

続きまして29ページをご覧ください。5件目の案件でございますが、地番、地目、面積、届出者はご覧のとおりとなっております。30ページが届出書、31ページが公図、32ページが登記事項証明書でございます。33ページの顛末書ですが、現在、この筆は宅地として利用されており、無断転用の事案となるため、提出を求めたものでございます。34ペ

ージが受理通知書でございます。

続きまして35ページをご覧ください。6件目の案件でございますが、地番、地目、面積、届出者はご覧のとおりとなっております。36ページが届出書、37ページが公図、38ページが登記事項証明書でございます。39ページの顛末書ですが、5件目の案件と同様、現在、この筆は宅地として利用されており、無断転用の事案となるため、提出を求めたものでございます。40ページが受理通知書でございます。

続きまして41ページをご覧ください。7件目の案件でございますが、地番は記載のとおり2筆、地目、面積、届出者はご覧のとおりとなっております。42ページが届出書、43ページが公図、44ページから46ページまでが登記事項証明書でございます。47ページの顛末書ですが、4件目の案件と同様、現在、この筆は駐車場として利用されており、無断転用の事案となるため、提出を求めたものでございます。48ページが受理通知書でございます。

長くなりましたが、報告案件①から⑦までの説明は以上でございます。

議 長

ただいま、事務局のほうから説明がありました。届出があった地区は、 委員の担当地区になっておりますので、 委員、何か補足説明がありましたらお願いいたします。

委 員

担当地区の のほうから補足させていただきます。届出書の全体図が11ページに参考資料として表示されていますので、これによりまして説明をさせていただきます。

この上方が西側になるわけですが、上方が に隣接しております。下方のほう東側が町道になっています。左右の隣接地は、住宅の状況になっていて、今回の届出書は全体で8筆ありまして、登記簿が全て田となっておりますが、現況で宅地利用されているのが、 の2筆となっております。あとの6筆は全て雑種地となっていて、上記と合わせて全て、平成16年9月ごろから無断転用されていた状況になっています。ただ、雑種地の部分は、現在は雑草が生えていますけれども、その下の地面には、過去に菜園として利用していたと思われる畝があります。

また8筆の合計で ㎡ありますが、全て駐車場用地とすべく届出されたものでございます。

また、周辺には、農地がないことから、他の被害等は生じないと考えられますので、申し添えます。なお届出者6名あるわけですが、町内在住の方は3名、高槻市在住は2名、大津市在住が1名と、このような状況となっております。

議 長	<p>以上です。</p> <p>補足をありがとうございました。</p>
委 員	<p>これは相続によるものですが、■■■■さん、これは平成16年より以前に転用されたんですか。平成16年と言ったら昨年、いや10年ほど前か。10年ほど前。それまで農地で相談あったの、これ。余り最近過ぎるからね。今までは昭和40何年ぐらいは無届転用があったけども、平成でこんなあったのは珍しいので、ちょっと聞くんですけど、その辺はどうですか。</p>
議 長	<p>私の知ってる範囲では、もう相続以前から田ではなくて、畑というか盛土がしてあったというふうに承知しているんですけども。畝があると言いましたけれども、自家野菜をつくられたり、つくられてなかったりというように感じに、私はとってるんですけども。</p>
委 員	<p>造成したけど、畑はつくっていたと、平成16年まで。</p>
議 長	<p>部分的につくっておられたように。</p>
委 員	<p>■■■■さんが亡くなったのが平成16年やね、これはね。そこで相続になるんでしょう。それが今日まで、放ってあったんやね、これ。届けを出さずに。転用されてたけども。</p>
議 長	<p>先ほど言いましたように、高槻や大津市に半分は住んでおられて、管理ができかねるといふか、そういう部分で放ってあったといふか、雑草になってたということです。</p>
議 長	<p>そういう事情があったということでございますけど、市街化区域でございますので、届け出ということで処理したわけでございますけども、委員の皆さん方のほうで何かご質問があったらお聞きしたいと思いますけども。</p> <p>顛末書も書いていただいて、してるんですけど。十二、三年前にやりますね。農業委員の皆さんもこういうことがないように、何か造成してたら届出が出たか、農業委員会に出たかということは、必ずチェックしなアカンということですわ。これは前の先輩の委員さんの話だけども、■■■■さんの委員の責任じゃないですけどね。それを見逃してるから、こうなってるんですけどね。だからそのパトロールというのは大切だなと言われるわけですけども。</p>

委員	<p>よろしいですか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>それでは、特に発言がないようでございますので、質疑を終結して報告を受けたものといたします。</p> <p>それでは次の案件、事務局からお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、審議案件①「農地パトロール（利用状況調査）の結果について」を資料に添って、説明させていただきます。</p> <p>毎年8月から11月は農地パトロール月間と定められておりますことから、本町におきましても、この期間中に農地パトロールを実施しております。49ページをお開きください。</p> <p>10月11日から30日にかけて、各地区で農地パトロールを実施いたしました。また、昨年度に遊休農地として指定された農地は、尺代の1筆、合計面積は■■■■㎡となっております。</p> <p>50ページから55ページまでが農地パトロール実施日の写真でございます。状況を精査した結果、現在遊休農地として指定されている1筆とは別に、遊休農地の疑いのある箇所が4筆ございましたので、順番にご説明いたします。</p> <p>50ページをお開きください。尺代の写真ですが、下の写真が現在遊休農地として指定されている箇所、上の写真が新たに遊休農地の疑いが生じた箇所でございます。</p> <p>51ページをご覧ください。大沢の写真ですが、上の写真が新たに遊休農地の疑いが生じた箇所、こちらは3筆がつながっております。</p> <p>新たに遊休農地の疑いが生じた尺代1筆、大沢3筆の計4筆につきましては、昨日11月8日付、島本町農業委員会会長名で所有者へ適正な管理をするよう依頼する文書を送付いたしました。この文書につきましては、本日、皆様にお配りしておりますのでご確認いただければと思います。</p> <p>なお、ただいまご紹介した箇所以外にも草刈りが行われていない箇所がございましたが、各地区の委員の方から指導を行っていただくなど、適切な対応がとられており、現時点では遊休化のおそれはないと思われるため、ご説明を省略させていただきます。</p> <p>したがって、既に遊休農地として指定されている1筆及び遊休農地の疑いがある4筆、計5筆について遊休農地として指定するかどうか、ご審議いただきたいと思います。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p>

議 長

ただいま事務局のほうから説明がありました案件につきまして、各地区の農業委員から補足説明をお願いしたいと思います。
まず大沢の■■委員から、この件につきましてお願いいたします。

委 員

農地パトロールの結果の、上の写真ですが、これ3筆になってます。■■■■、ちょっと見えにくいねんけど、■■■■は去年、一昨年ぐら
いまで作物をつくっておられたんです。見えてある部分は■■■■、こ
れは雑草になっています。それで■■■■さんと■■■■さんと共有みたい
になってありますが、■■■■さんがお母さんで、息子さんになってるん
ですけど、息子さんは現在、高槻市に住んでおられて、たまに帰ってこ
られるんですけど、私も言ってるんですけど、刈ってやと言うてるん
ですけど、なかなか行かないみたいですし、お母さんに聞いてみたら、
遊休農地にならないかなという話もあったんですけど。そう言わんと
刈ってくれと言いました。このパトロールの後から3日ほど前に、息
子が一番下のところを刈りに来てるみたいです。この現状ではこう
見えてますが、一番下がちょっと刈ってるみたいですかね、これど
ないになりますかね。

議 長

以上ですか。

委 員

はい、以上です。

議 長

この51ページの下側の写真は、これは刈ってあるんでしょう。

委 員

下側はね、これ51の下側は大沢の土地ですけど、これ所有者は山崎
の■■■■さんが所有者です。これはきれいに刈ってますので、問題
はないですけど。

議 長

上のあれですか。■■■■さんですね。

委 員

■■■■さんが、3筆になったんですよ。その3筆だけど、1筆が隠
れて下のほうでわからないから、そこがちょっと刈るのは刈って
ますけどね。

議 長

ここなら、まだあれやろ。有害鳥獣の関係、出てきますか。

委 員

そうだけど。

議 長

農地をしても、猪が来たり鹿が来たりして。

委員	<p>します。します。</p>
議長	<p>作物をとれないという状態であったら、これをせいというのは酷やしね。その辺も考えなだめやわね。</p>
委員	<p>そうですね。それを何か果樹でも木でも植えてたら、実のなるものでも。</p>
議長	<p>あと、その家、家庭がおっしゃってるように、できる状態の人がいてるか、いてないかということもあるわな。</p>
委員	<p>そうだけど、なかなかようせんみたいで。お父さんがいる間はしてはったけどね。ちょっと難しいような状態です。</p>
議長	<p>そういう状態です。労力的にも作ってもこの山の、高山だから、大変だと思うわ。その中で今、こういう状態になっているということです。</p> <p>尺代のほう、続けて私から説明しますと、50ページの下側の笹みみたいな物が立ってるところ、ここが以前から遊休農地してる耕作放棄地ですわ。これはこの人に言うても全然あかんと、その人に強制力もないので指定してるわけですけども。</p> <p>もう一つ、上側の写真があるんですけども、村の中ですが、非常に草が生えてきて、近所に迷惑をかけてるということから調べたところ、これは宅地だと思ったんですけど、謄本を見ると、実は農地であったということが今、農業委員会で処理してほしいという要望もあって、あげさせていただいたということで、先ほど事務局が言いましたように、農業委員会からこの資料のとおり、適正な管理をしてくださいということで、郵送で出したということですが、ここの家庭の事情としては、おばあさんが一人だけで、とてもこんなを刈ってするようなことができないと、あとしてもらおうかと思ったら、誰かにしてもらおうということなるけど、それはまた費用がかかるし、刈ってもそのあと、畑をすとかいうこともできないやろうし、借りてするような。ここは真ん中だから有害鳥獣の問題はないけども、する人がいてるかなと、かなりこの状態なので20年も30年も前からこんな状態です。そういうことなんでどうかなという思いです。ですから大沢・尺代の山間部は、こういうところはどうしてもできてくるということでございます。</p> <p>あと、皆さん方でご審議願ったらいと思いますけども。</p> <p>それでは続きまして、他の地区、順番に言ってもらいましょうか。</p> <p>それでは広瀬地区を代表いたしまして、 から広瀬の報告を</p>

委員	<p>お願いいたします。</p> <p>それでは、現況を説明いたします。</p> <p>この写真で、黄色く見えてるところは、これ稲ですわ。だから事情を言いますと、今年6月に田植えされたと、その後、家庭の事情等で維持管理ができなくて、草ぼうぼうになってきたということでございます。最近、黄色部分だけ稲刈りされました。だから後まだ、半分ほど草が残ってるんですけど、今後もこれが遊休地にならないように、維持管理をきちっとするように指導いたしたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、■■■■委員から山崎地区の報告をお願いします。</p>
委員	<p>53ページの上、これは所有者が■■■■の横ですか、調整区域で、これは尺代の方やと思いますが、所有者が。</p>
委員	<p>広瀬です。</p>
委員	<p>広瀬ですか。それは申し入れてもらったんですけども、それはやるということで、例年、時期的に今年は刈るのが遅かったというような形です。ですから遊休農地ではないという解釈をしました。</p> <p>それから、下のあれは山崎のちょうど公園の横で、これは休耕地ということで2年、3年目ですか、いう形で進みます。ここは、定期的に草刈りはしておられます。管理地となっております。</p> <p>手前はそこそこのサツマイモを作ったり何やしてますから。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>東大寺のほうも■■■■さん、お願いします。</p>
委員	<p>今、東大寺のほうは■■■■さんがもう説明されましたけども、53ページの上ですね。上が広瀬の■■■■さんの所有地ということで、事務局のほうからおととい報告を受けまして、私も昨日、確認に行きましたけども、草は刈られておりました。</p> <p>もう一件ですけど、パトロールのときにリストアップ、これはされてないんですけども、あれはどうですか。リストアップされてないよね。いわゆる田んぼがあったと思うんですけど。</p>

委員	ちょっと写真載ってない。
委員	載ってないですね。
議長	事務局が知ってるの。
委員	3丁目のとこ。
議長	3丁目。
委員	■■■■の横ね。
事務局	よろしいですか。
議長	はい、どうぞ。 広瀬。
委員	■■■■のほうから東大寺のほうへ行く突き当たりですね。
議長	あそこな。
委員	はい、突き当たりのとこ。
議長	3丁目やな。
委員	3丁目です。ですが所有者は広瀬の人ですので、私のほうから役場とか農協とか、共済組合から書類は回ってきますが、それを持って回ったときに売るんかいな、どないするねんなということで、聞いてるんですけども、それでいうたら年間、3回か4回は必ず刈っておられるんですが、広い面積ですので、今週の日曜日に刈ったらまた、一週間おいて刈るとか、そういう形でやっておられますので、今も3分の1ぐらいは刈れてると思うんですけども、管理はちゃんとされておられますので、それには当てはまらないというふうに考えているんですけど。
議長	皆さん、よろしいか。そういう。
委員	来たときにそういうリストアップされたんで、それが単に漏れてるだけならわかります。

委員	<p>ただ、今言うてはるところは、もう長いね。ずっと今の状態で。もう10年ぐらいなってるのと違うの。</p>
委員	<p>そうですね。</p>
委員	<p>農協を通じて貸したら、草刈りもしなくていいのになとかいう話はしてるんですけども、進展がないです。</p>
議長	<p>それでは引き続きまして、高浜地区を代表して■■■委員、お願いします。</p>
委員	<p>私もかかわるの初めてで行ったんですけども、高浜地区はすべからく、耕耘除草されておりまして、1軒だけ田植えはしていない田んぼが数枚あるんですけども、きっちり除草されて、トラクターを入れて耕耘されておりますので、特別にないです。</p> <p>近々、勤務がこちらになりましたら、きっちり田んぼも植えると、こういう確約をもらっておりますので。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>引き続きまして、桜井地区と桜井西側地区の結果ですけども、まず■■■委員、西側地区のほうからお願いします。</p>
委員	<p>当日、川井さんと一緒に回ったんですけども、■■■氏がちょっと田んぼの都合で休みだったんで、桜井と西側の両方回りまして、桜井のほうは、後で説明してもらおうと思うんですけども、■■■さんのこの田んぼ、ちょうど家の前のところが、雑草が伸びて、畑、田んぼ1枚がそのまま雑草が生えております。</p> <p>それから下のほうが、西側のほうですけども、ここは■■■さんの畑で、今現在2年ほど前からちょっと足が悪くて、病院に行ったりで、今現在も病院に通われてるんですけども、去年人材センターで草を刈ってもらって、きれいになったんですけども、また雑草は生えているので、1回人材に頼まれてるんで、また言っておきますけども、多分頼まれて、また刈られると思います。</p> <p>今、畑をたまに、ここ草が生えてないところ、たまにやられるんですけどずっと今のところ、ちょっと無理みたいなので、当分の間、多分人材センターで刈ってもらうんじゃないかと思います。</p>

<p>議 長</p>	<p>以上です。桜井のほうは。</p>
<p>委 員</p>	<p>桜井の■■■さん、お願いします。</p> <p>桜井です。土地の所有者は、■■■■■さんという方で、この人は今、運送業をされてまして、時間的に私とちょっと合わないんです。朝は早くて晩が遅い、それで土曜日にも出勤されてるような状態で、なかなか本人とも接触がしにくいような状態で、今年は1回声をかけて、3筆あるんですけども、3筆とも刈ってもらいました。それから今年は、ちょっと雨が多くて天気がよくて、草の伸びがかなり速かったので、秋の時分にもう一回ぐらい刈ってくれるかなと思ってたんですが、なかなかその機会がなくて、今のところこの状態です。</p> <p>去年も同じことで、一応私のほうは言うんですけども、会わないから、要は書類を農業委員会で私の名前として、草刈りをお願いしますという形で一応、去年は出しました。出して一週間以内に草刈りをされていますので、そういう書類を出す方向で持って行ってもらったら、私が直接会うことができなくても、文書的に伝わりますので、そういう形をとってもらえたらありがたいなと思います。一応、一回刈ってもらって文書を出してもらったら去年同様に多分、刈ってもらえるような状況やと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>各地区の報告が、全て終わったんですけども、全体を通じまして皆さん方のほうから、わかりにくい点等々。</p> <p>■■■委員。</p>
<p>委 員</p>	<p>私、今年初めて農地パトロールへの参加をさせてもらったんですけども、今、対象になる土地が2カ所あって、これは誰の土地やねんと山崎の話に回ったんですけど、西崎さんと。わからない。私が全然わからない。■■■さんに聞いてもわからないし、西崎さんもわからない。これは今日、昨日始まったわけではないねんから、リストアップした書類みたいな物があれば、その地域を直接行くことによってチェックできるというか、非常に合理的に、何回も雨の中、ただ単に歩いて行って、ざあっと東大寺地区から山崎地区を歩き回って、そういうリスト表があれば直接行って、時間も省けるし、所有者もわかる、誰に言いに行ったらいいのかわかるというふうに、解消されるんじゃないかなと思うんですけども、そういうリストアップみたいな表はないんですか。リスト表という。</p>

議 長	事務局、答弁願えますか。
事務局	<p>私は直接、その東大寺山崎地区のほうに行かせていただいたわけではないんですけども、私が行かせていただいた大沢地区、尺代地区につきましては、実は農業委員さんが、もう去年。あと桜井もです。農業委員さんが既に、去年危なかったのはここだということで、もう既によくご存じで、そこから見に行こうかっていうふうな歩き方をさせていただきました。</p> <p>結論から言いますと、今言われたようなリスト表は事務局で、今年度は探したんですが、持ち合わせておりませんでした。今、■■■■委員おっしゃっていただいたこと、ごもっともかと思しますので、今年度からそれを整備しておけばよいのかなというふうに感じております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>■■■■委員。 ■■■■さん、よろしいか。</p>
委 員	どうぞ。
委 員	<p>ありがとうございます。</p> <p>要するに、問題はやっておられたらいいんですけども、前任の農業委員の方から、引き継ぎをしたら出ないので、そういう私も農業委員になったときには、実態を知らなかったの、どういうものをするか。だから前任の方に何も聞かなかった。突然、パトロールというのがきたので、■■■■さんがいるのでついていったらいいのかなと思って、安易に行ったんですけど、あとでやった結果、リストがあれば非常に合理的やと思ったんで、今言いまして、川井さんのほうからそういうふうに検討していただけるということであればオーケーです。</p>
議 長	<p>よろしいですか。農業委員になられて1年目で、その点まだよくわからないと思いますけども、いろいろ農業委員になると、今日の農業委員会の資料ありますし、いろいろな個人情報が出てくるので、扱いは十分慎重にしないといかないですけども、この田んぼは自分の地区であったら、誰が所有者であるとか、あるいは売買されて誰にかわってるとか、どれぐらいの面積あるとかいうのが、長年やってきたら認知できますので、それは勉強していただいて、水路はどう通っているとか、そういうのも基本的になるので、自分の担当地区は勉強してもらおうということも、大事ではないかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。</p>

	<p>とりあえず資料は、個人情報になるので、今日も出てきた資料とか、これは絶対に周りに漏らさないようにということで、今ちょっと、また今後議論になると思いますけども、こういう資料をどう扱うかということで、今大阪府農業会議とか、大阪府で今、検討してもらってます。</p> <p>次。■■■さん。</p>
委員	<p>今の一覧表の問題ですけども、農地台帳を作ることになってるでしょう。それで、今インターネットでも農地ナビとかいうことで、みんな検索できるようになってるから、それを作ってるもとの資料というのがあるはずだけどね。それがどうなっているか。</p>
議長	<p>事務局。</p>
事務局	<p>農地台帳自体はございます。今、■■■委員からおっしゃっていただいたのは、私の認識では去年、耕作放棄地になりそうなところをリストアップという意味ではなかったですか。そうでなければ、すみません、ちょっと私が答弁を間違えただけで、農地がどこにあるかというのは、全部リスト、当然ございます。閲覧もできるようにはなっておりますので、すみません、■■■委員、どちらの意味だったですか。</p>
委員	<p>だからそれを、各地区ごとの台帳として、みんなに配ってもらえば、それに基づいてチェックできるから。</p>
事務局	<p>全筆というところでよろしいんですか。</p>
委員	<p>いや、パトロールに必要なリストアップをお願いしたいと言ってる。パトロールする必要のある場所。ここは危ないよと、何年もやってきてるわけだから、わかってるわけですよ。私はわからなかったけど、今回初めてだったので。</p>
議長	<p>せやから今までは島本町では、尺代の1筆だけが遊休農地と指定されて放棄してますので、それ以外は皆、農地としてやっておられるということですから、それが今年がどうか、また今年はどうかということで農業委員の皆さんが、パトロールをして新たに出てないか、あるいは今まで遊休農地であったのが耕作されて、なくなってないかというのを、点検するというのがパトロールです。だからそれは資料で、あとはちょっとややこしいのは、担当の農業委員さんが調べた、事務局の。</p>

委員	要するに今回、回ったから2件あったわけです。来年回るときには、その2件を目指して行けばいいわけですね。日ごろの活動は、散歩しながらでも見てるといいわけですね。その地域を。
議長	そうですね。それが農業委員の仕事です。
委員	主に言ったのは、今これからわかりましたけども、初めての人が行くときに、無駄な時間等を割いて、わざわざ全エリアを回る必要はないのではないかということをお願いしたかったんです。
議長	ただ、全エリアを見なくては、わからないからね。これ。どこにそういうものがあるか。それであれば、日常それだけ点検されたら省略してもいいとかいうことは、その地区、地区の農業委員さんと事務局の判断にお任せしたいと思います。 ほか、何でしたか。
事務局	よろしいのでは。
議長	それでは、ほかにないようですので、今までは先ほども言いましたように、尺代の1件が遊休地ということで報告したということで、あとは今日は大沢と尺代が、大沢が3件、尺代が1件と出てきまして、その他はいろいろ言われましてけども、申し出たり何かで草を刈ったりということで、遊休農地じゃないだろうという判断ということで認めたいと思いますが、あとこの尺代の1件と大沢の3件、ただこの大沢の3件は事情が、こういう事情の中での話なので、それを遊休農地だから所有者に耕作せよと、いうことを強引にいくということはいいいのか、尺代のほうも宅地の中での村の中での話なので、それをどうするかということですが。 1件の遊休農地については、続けて私は遊休農地として続けていったらいいと思います。新たな3件については、どうなのかなと私は、疑問視しています。 ■さん、その場に立ってどうですか。担当地区と遊休農地としたほうがいいですか。
委員	■さんは、遊休農地にしてほしいような話をしてましたけど、だけど何とかならんかと言うてます。これに果樹、なんか実のなる木でも植えられたら、いいんですけどね。
議長	そういうのもいいですね。

委員

そういうふうになんとか進めてみます。

この3筆の中の1筆は、畑をしようと思ったらできるんです。まだ2年ほどしかならないからできる。あとの草が生えたぼうぼうのここは、ちょっと無理だと思いますので、草刈り程度ぐらいしかできないですが、それもなかなか高槻にいるので息子さんがなかなかしないから。

議長

今、全国で東京都の23区ぐらい、日本全国遊休地があるんです。これやはり地方に行くと。それをどうするかという問題には、全体問題としてはあるんだけど、これをやろうとしても、しても生産性が上がらない、費用ばかりがいるだけで。しても有害鳥獣が来るとか、そういうところは遊休農地と指定しても、対策がないんです。

できるところは農業委員さんが自主的に、草刈りに出ていったり、あるいは役所がそれをサービスで草刈りをするとか、あるいはもう一つは農地集積と言いまして、何人かがその農地を借りて耕してやっていくという方法ですよ。そういう方法をとらないことには、今言ってる遊休農地が減らないのです。だから今、東京都23区ぐらい日本にあります。どんどん増えてます。地方に行くとみんな、お米は作っても採算が合わないということで、する者がいなくなってくるんです。ここらはまだまだ子孫もいるし、工夫すればいいけど、ただ大沢とか尺代のとこに行くと、こういう問題が出てくるんです。これを遊休農地で無理やりにしなさいということが、本当にいいのか、あるいは団体でそういうのを貸していただいてやると、いうことで対処する方法はあるんですけど。それはやはり農業委員として、そういう努力をしないといけないと思います。あるいは農業委員が、それをするというところもあるけど、なかなかちょっとそれも難しいですよ、実際問題として、農業委員さんの年齢が高いので。

だから大沢の3件にしましても、なかなかここは酷だと思うわ。

尺代の1件についても、こういうことで、一度文書を出すので様子を見させていただいて、地区の農業委員さんがコミュニケーションをとって、実際所有者と話をし、実際これは無理だなということになったら、それはそのときに考えた対応をしてもらおうということにしないと、今、言うてる東大寺3丁目、そう言うてましたが、そんなところと条件がかなり違うので、これは私、なかなか難しい問題だなと、それ以上責任を取っていけないんじゃないかなという感じはします。

あと周りのボランティア関係でやってあげようという人が出てきたら、またこれは別ですけども、なかなか難しいと思います。場所が場所だけに。ということでその上に立って何かご意見ございませんか。遊休農地として指定するか、指定しないか。島本町として。

<p>議 長</p>	<p>今までの尺代の1件については、ここは農地の中で真ん中で1件だけ放ったらかしにしてあるんです。言うても言うことを聞かないんです。そういう人でずっときてるんだけどね。やろうと思えばやれるのに。</p> <p>何かございませんか。</p> <p>それでは、質疑がないようですので、採決をしたいと思っておりますけども、今私が言いました遊休農地として、今までの遊休農地1件で島本町としてすると、あとは大沢と尺代については今、文書を提出してありますのでそのあとすぐ、刈ってくれるかもわかりませんし、その1年の様子を見るということにしてはどうかかなと思うんですけども、それについてご意見はありませんか。</p> <p>よろしいか。皆さんよろしいか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ないようですので、それについて賛成の方、挙手願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございます。全員賛成ということですので、そういうことで取り扱いをしたいと思っております。</p> <p>それではパトロールの件、これで終わりたいと思っております。</p> <p>以上をもちまして、本日の議案が終了いたしました。皆さん方から、その他、何かご意見ございませんか。</p> <p>事務局ございませんか。</p>
<p>事務局</p>	<p>特にございません。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、特にないようでございますので、ここで議長を解任させていただきます。ご協力ありがとうございました。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは以上をもちまして、第3回島本町農業委員会を閉会いたします。本日は、お忙しいところありがとうございました。お疲れさまでした。</p>

